

第2回岐阜地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成15年11月18日午後1時30分
- 2 開催場所 岐阜地方裁判所大会議室
- 3 出席委員 梅本美奈子委員，茅野真二委員，久世須磨子委員，杉山雅委員，鈴木雅雄委員，土屋哲夫委員，羽渕清司委員，三輪聖子委員，村越美樹子委員，六川今日子委員（五十音順）
- 4 議事内容
 - (1) 委員長の確認
所長交替に伴い羽渕委員（岐阜地方裁判所長）を委員長とすることを確認
 - (2) 委員長代理の指名
土屋委員（岐阜地方裁判所裁判官）を指名
 - (3) 意見交換
 - ア テーマ1「裁判所からどのように情報発信を行うべきでしょうか。」について
 - A委員 最高裁判所作成の広報テーマを市町村の広報誌に掲載依頼しているとのことであるが，市町村広報誌に広報テーマが掲載されたものを見た記憶がない。掲載する側から言うと，掲載依頼は文章が中心であり，かつ，言葉も難解であるため，掲載しにくいという面もあるのではないか。もっと小中学生でも理解できる，わかりやすいものを作成した方がよいと思う。また，いつ，どこで，何をするのかというように，具体的な内容（例えば，「岐阜地方裁判所では，○月○日に裁判所見学会と無料法律相談を行います。」）であるほうが，掲載しやすい。
 - B委員 用語解説のようなものを付けるのも一つの方法ではないか。
 - C委員 法廷見学はとても良い企画だと思う。
 - B委員 青少年の教育には，法廷を傍聴させることは非常に有益であると考えている。
 - D委員 年間どれくらいの人が訪れ，どういう団体がどういう事件を傍聴しているか等を教えていただきたい。

委員長 次回までに資料を提出するよう、事務局に指示します。

B委員 法廷見学の際、裁判官が、直接、見学者に説明することも重要だと思う。開廷中、裁判官は法壇の高いところにいるので、閉廷後、下に降りて懇切丁寧に話をすることにより、親しみのある身近な裁判所のイメージが生まれるのではないか。

E委員 引き続き別の事件の期日が入っていたりして、時間的に余裕がないのが現実であるが、趣旨は十分理解できるので、ご期待に添えるようにできる限り努力したい。

F委員 簡裁に訴訟を提起したり調停を申し立てるに当たり、訴状や申立書を書くのは、かなり難しいことだと思うが、雛形のようなものは備え置いてあるのか。また、中立性・公平性を求められる裁判所の立場からは、説明に限界のあることは理解できるが、最低限、申立書を書ける程度の相談には応じる必要があるのではないか。

事務局 申立書等の雛形は備え置いてある。また、窓口対応についても、懇切丁寧を旨として、裁判所として可能な限り説明しているつもりであるが、今後も遺漏のないよう、周知徹底したい。

G委員 今までは裁判所に関してあまり関心はなかったが、地裁委員会委員に任命されたため、簡易裁判所の窓口を訪ね、委員であることは秘した上で実際に相談をしてみたところ、窓口担当者の対応は非常に丁寧、親切で、大変参考になった。ただ、私自身も委員になって初めてこういう窓口があることを知った次第で、裁判所は、もっと広く国民の皆さんに広報すべきではないかと思う。

F委員 私も委員に任命されて、簡裁のテレホンサービスを利用してみたが、簡単な操作で自分の欲しい情報が入手できた。もっと大々的にアピールした方が良いと思うし、その方法にも工夫が必要だと思う。

H委員 そういったことを案内するパンフレットを作成し、駅などの多くの人の目に触れる場所に備え置くなり、掲示したらどうか。何ら気のない人は別として、裁判や調停などを申し立てることを考えている人や関心のある人には、結構目に入るものだと思うが。

B委員 バスなどの公共交通機関を利用した広告はどうか。

D委員 国民が知りたい情報や関心のある情報を提供するのも大切である。私個人としては、今、どんな犯罪が増加しているのか、知りたいと思う。

C委員 民間企業では、顧客から情報収集する方法として、アンケートを実施することが多い。裁判所でも国民のニーズを知るためにアンケート実施してみるのも一つの方法ではないか。

I委員 大学だと、オープンキャンパスといって、構内を開放して、多くの人に来てもらい、その良さをアピールしたりしているが、裁判所ではそういったことはできないか。また、そこに来た人から広く情報を集めてはどうか。

委員長 裁判所を開放するというのは、難しい問題もあると思われるので、可能かどうか、今後の課題としたい。

B委員 裁判官が学校等に出向いての講義は非常に有益だと思う。

委員長 裁判官だけではなく、裁判所書記官や家庭裁判所調査官も、依頼があれば基本的には応じている。

I委員 総合学習の時間に講義をさせてもらえるよう、学校に働きかけてはどうか。

イ テーマ2「利用者である国民の視点から、裁判所の受付相談窓口をどのように充実させていったらよいでしょうか。」について

B委員 弁護士会の法律相談をしていると、そんなに大した事案でもないのに裁判所の窓口で相談したら、弁護士に相談することを勧められたというケースが多い。裁判所の立場からすれば、なかなか難しい問題もあるとは思いますが、もう少し何とかならないものか。

H委員 破産を申し立てようとする人は、資料をもっていない人が多いため、その収集にかなりの手間暇がかかるのが現実である。よって、破産事件については、窓口で相談を受け、教示するというのは難しいと思う。そのため、弁護士や司法書士の名簿を備え付けるなどし、それらとの連携を図ったらどうか。

B委員 破産係のように繁忙な部署とそうでない部署とがあると思うが、そういった場合には適正な人員配置をすることにより、破産係の窓

口の充実を図れるのではないか。

G委員 民間の発想からすれば、仕事がどんどん来る分野なら、人を増やしたりして事業を拡大するのですが。

D委員 裁判所の受付相談窓口は、他の機関と比べると、堅くて暗いイメージがある。市役所などの窓口は、女性が多く、明るい感じがするためか、市民としては非常に入りやすい。

C委員 裁判所の建物事態が入り組んでおり利用しにくいし、殺風景な廊下となっている。しかし、観葉植物を置くとか絵をかけるといったハード面での工夫次第で雰囲気も変わるのではないか。裁判所に来てもらった人に雰囲気や対応がよかったと思ってもらうことにより、その人からそういった情報を発信してもらうことも必要なのではないか。

(4) 次回の意見交換のテーマについて

「国民が裁判所について知りたい情報、関心のある情報は何か。」に決定

(5) 次回開催日

5月11日(火)、17日(月)または25日(火)のいずれかの日の午後1時30分から開催する(後日、委員の多数が参加できる日に決定する。)

(6) 本日の議事概要について

委員会終了後、報道機関に公表するとともに、裁判所のホームページにも掲載し公開する。